

会 議 録

会 議 名 令和2年度第2回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会
開催日時 令和3年2月18日(木) 午後4時～
開催場所 北杜市役所 北館3階 大会議室
出席者 委員18名、事務局6名、計24名
出席委員 大柴政敏、長坂治男、大柴積郎、清水康長、進藤幸夫、白砂 勇、小澤正武、
進藤俊幸、堀内敏光、上原美奈子、赤岡直樹、浅川 隆、植松 本、浅川正人、
由井秀樹、小川昭二、渡辺俊之、小田嶋正典
欠席委員 小池光和、三井 梓、浅川健一、中嶋克仁、小澤達郎、中田 満、深沢朝男、
名取和子
事 務 局 浅川市民部長、平井市民課長、市民課国保年金担当 木次、原、小尾
健康増進課中田保健指導監

議 題

- (1) 令和2年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案について
- (2) 令和3年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案について
- (3) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (4) その他

公開・非公開の別 公開
傍聴人の数 なし

審議内容

1. 開会のことば

(事務局)

本日はお忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。ただ今から令和2年度第2回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。

本日の出席委員につきましては、ただ今18名です。協議会規則第5条に規定に定められた委員の二分の一以上の出席を得ているため、本日の会議が成立することを御報告いたします。また、この会議は公開とさせていただいておりますが、本日傍聴を希望されている方はありませんでしたので併せて御報告させていただきます。それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

初めに浅川会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いたします。

2. 会長あいさつ

《会長あいさつ》

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、上村市長より御挨拶をお願いいたします。

3. 市長あいさつ

《市長あいさつ》

(事務局)

ありがとうございました。市長におかれましては、この後次の公務がありますので、ここで退席をさせていただきます。

《市長退席》

(事務局)

それでは議事に移ります。協議会規則第3条により会長が議長となることが規定されておりますので、浅川会長に議事の進行をお願いいたします。

4. 議事

(議長)

それでは皆様の御協力のもとにスムーズに会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。まず議事に入る前に運営に関する協議会の規則第9条に規定しております今回の会議の議事録署名委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。今回につきましては、恐れ入りますが18番「赤岡直樹」委員さん、19番「浅川隆」委員さん、20番「植松本」委員さん、よろしくお願いいたします。以上の3名の方に今回の議事録署名委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

(1) 令和2年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案について

(議長)

それでは、『(1) 令和2年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案について』事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、令和2年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案について、御説明いたします。資料は1～2ページになります。始めに1ページの歳入から御説明いたします。予算項目ごとに左から①令和2年度予算現額、②3月補正(案)、③3月補正後予算額、④決算見込額の順にまとめてあります。3月補正において予算の増減を予定している主な箇所を説明させていただきます。なお、予算の概要が表の下に記載してありますので、併せて御確認ください。

まず、保険税ですが、合計欄を御覧ください。3月補正で1,363万9千円を減額し、3月補正後予算額は10億8,326万9千円となります。減額となった要因といたしましては、被保険者数の減少などです。

続いて、国庫支出金です。新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免分に対し、国から補填される額として459万9千円を増額しました。

続いて、県支出金です。主なものは、保険給付費に充当する普通交付金になります。3月補正にて5億6,921万6千円を減額し、補正後予算額は38億8,887万1千円となります。

保険給付費の減額に伴う普通交付金の減額が主な内容です。

続いて、繰入金です。こちらは国県からの財政支援、国民健康保険に係る職員の人件費、事務費などの繰り入れとなります。一般会計繰入金の計を御覧ください。3月補正で355万6千円減額し、補正後予算額は4億8,555万5千円となります。

一番下に行ってくださいまして、歳入の合計ですが、3月補正で5億7,308万4千円減額し、補正後予算額は56億5,741万2千円となります。また、決算見込額は2月1日現在の数字ですが、55億8,575万2千円となっております。

続いて、2ページの歳出の状況になります。

まず、保険給付費ですが、保険給付費は歳出の約7割を占めるものであります。3月補正で5億7,200万円を減額し、補正後予算額は38億2,514万円となっております。減額の主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症による受診控え等の影響などが挙げられます。

続いて、保健事業費ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった「健診受診勧奨事業」の委託料を480万7千円減額しています。

続いて、諸支出金の繰出金ですが、3月補正で349万6千円増額になります。施設整備と救急患者の受入体制を支援するため、塩川、甲陽の市立2病院に対する国の交付金を病院事業会計へ繰り出すものです。

歳出合計ですが、3月補正にて歳入と同額の5億7,308万4千円減額し、補正後予算額は56億5,741万2千円となります。また、決算見込額は55億6,815万4千円となり、今のところの見込みではありますが、2月1日現在で歳入歳出差引額は1,759万8千円となっております。

以上で補正予算案についての説明を終わらせていただきます。

(議長)

ただいま事務局より説明がありました。皆様の方から何か御質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

歳入の方の国庫支出金の説明の中で、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免分についての説明がありましたが、これについてどのような内容なのか教えてください。

(事務局)

はい、委員の質問に回答させていただきます。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少し、要件を満たした場合は、国民健康保険税が減免されるという制度が始まっております。今年の1月時点での減免決定額は約960万円です。この減免分については、全額が国から補填されます。その一部が補助金という形で459万9千円、残りの額は特別交付金という形で市へ補填されます。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(議長)

他の委員さんで何かあればお願いいたします。よろしいでしょうか。この件については御承認いただいたということをお願いいたします。

ないようですので、次の議題に移りたいと思います。

(2) 令和3年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案について

(議長)

『(2) 令和3年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案について』を議題といたします。事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、令和3年度北杜市国民健康保険特別会計の当初予算案について御説明いたします。資料の3～4ページ、A3版の資料を御覧ください。

歳入の予算項目ごとに、語句の説明、令和元年度決算額、令和2年度当初予算、令和3年度当初予算案、増減となっています。

それでは、表の右から2列目にあります、令和3年度当初予算案の欄で主なものを説明いたします。表の下に予算の概要が記載してありますので、併せて御確認ください。

初めに、①保険税です。一般分と退職分の合計で9億8,440万2千円を計上し、前年度比1億1,250万6千円の減額になります。減額の主な要因は、被保険者数の減少と新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少などが挙げられます。

続いて、③国庫支出金です。41万6千円で、電算システムの構築・改修に対する補助金になります。

続いて、④県支出金です。合計で42億9,594万1千円です。主なものは、普通交付金で、保険給付費に要する費用が県から交付されるものです。41億9,722万9千円を計上し、前年度比1億7,429万1千円の減額になります。減額の算定については、歳出の方で御説明いたします。

続いて、⑥繰入金ですが、合計で6億3,187万円です。国県からの財政支援、国民健康保険に係る職員人件費、事務費など一般会計からの繰り入れ及び財政調整基金からの繰入金になります。基金繰入金は前年度と同額の1億4,000万円を計上しました。歳入合計は、59億4,422万4千円になり、前年度比2億8,435万2千円の減額になります。

次に、4ページを御覧下さい。歳出の状況になります。

まず、①総務費ですが、職員の人件費、一般事務経費、国保税の課税に関する事務経費などが主な支出になります。予算額7,068万1千円で、前年度比694万8千円の増額となっております。増額の要因は、保険証の印刷費、郵送料及び税制改正に伴うシステム改修費です。

続いて、②保険給付費です。医療費の国保負担分、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などが主な支出項目になります。合計で予算額42億2,012万9千円、前年度比1億7,509万1千円の減額となります。過去2年の医療費の動向を見る中で計上しています。

続いて、③国民健康保険事業費納付金です。平成30年度から新たな国保制度が施行され、県が市町村ごとに決定する納付金を市が納付するものです。医療給付費分として10億679万7千円、後期高齢者支援金等分として3億8,885万円、介護納付金分として1億3,865万円で、合計が15億3,429万7千円になります。前年度比1億1,746万5千円の減額となります。減額の理由について、県は、人口減少に伴い被保険者数が減少したことや、新型コロナウイルス感染症による受診控えなどを挙げています。この事業費納付金については、後ほど御説明したいと思います。

続いて、⑤保健事業費は、巡回健診、人間ドック、特定保健指導に関する経費及び医療費通知発送などの疾病予防費になります。予算額は9,067万5千円となります。

続いて、⑧諸支出金は、合計で780万1千円、主なものは、保険税の還付金です。

⑨予備費は、例年どおりの2,000万円です。

以上、歳出合計は59億4,422万4千円、前年度比2億8,435万2千円の減額になります。

令和3年度当初予算案の説明は以上となります。よろしく申し上げます。

(議長)

はい、どうもありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。委員の皆さまから何か御質問・御意見がありましたらお願いいたします。

(委員)

この協議会に何回か出席させていただいていますが、従来の資料は、桁の多い金額が羅列してあって分かりづらいという感想を持っていました。今回の資料は、下の方に概要を入れていただいて、非常に分かりやすい資料になっていると思います。ありがとうございました。それでは、1点教えていただきたいと思います。当初予算の歳入で、⑥繰入金の中に乳幼児医療費等対策事業費というものがありますが、この仕組みについて教えてください。併せて、この歳入がどの歳出項目に充てられているのか教えてください。

(事務局)

はい、委員の質問に回答させていただきます。この乳幼児医療費等対策事業費の繰入についてですが、内容としましては、こども医療費、ひとり親家庭医療費、重度心身障害者医療費の窓口無料化という制度がありまして、市は、国の基準以上に独自に助成をしています。それについては、国庫支出金の減額措置がされるので、その減額分を補填するため、一般会計から国保特会へ繰入をするものです。もう1点ですが、この歳入については、歳出の保健事業費等へ充当しています。

(委員)

こども医療費等に対する助成というのは、国の制度として既に存在しているけれども、市はもっと手厚い支援をしている。この部分については、国から費用がもらえないので、市の予算で賄ってくださいという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。おっしゃるとおりでございます。

(委員)

北杜市独自の施策をしているということで理解しました。ありがとうございました。

(議長)

他に御質問等あればよろしく申し上げます。課長、お願いいたします。

(事務局)

私からは、先程、リーダーから説明がありました予算の部分について補足説明をさせていただきます。資料2を御覧ください。保険税水準の統一による納付金への影響について説明をさせていただきます。山梨県では、令和3年度からの第2期運営方針において、保険税水準の統一を目標年度を定めて取り組むこととして、その内容を盛り込んでいます。保険税水準の統一については、これまで市町村で保険税の算定方式が異なることや、医療費の格差が大きいことなどの理由で、統一を先送りした経緯がありましたが、これらのことが調整されつつあるとして、統一の方向性が示されました。制度改正によって、平成30年度からは都道府県が財政運営の主体となり、県が県全体の医療費を見込んで、市町村の被保険者数や、所得水準などに医療費の格差を反映して納付金を算定しています。市町村は示された納付金を納める仕組みとなっており、納付金に基づいて保険税を算出することになります。保険税水準の統一は、現在、納付金の算定時に反映されている市町村ごとの医療費の反映係数を段階的に縮減していくものになりまして、医療費の低い市町村においては、負担増となるため、県内でも医療費が低い方にある北杜市においては、この影響を受けることとなります。こうしたことを踏まえて、県からの第2期運営方針の改定に対する意見聴取には、市の意見として、負担増に伴う財政支援を要望させていただきました。

また、前回の会議において、委員さんから要望のありました国保財政の見通しについても、予算に関係がありますので、御説明させていただきます。資料2の中段になりますが、市が県に納める納付金をベースに現時点の状況で推計したものになります。医療費の変動などにより変わってきますので、その部分は御了承願います。aの納付金は、県が算出するものですが、医療費の増や、保険税水準の統一などによって年々増加すると見込まれます。納付金の納付には保険税を充てていますが、保険税の減収分などについては、財政調整基金や余剰金を充てて支払いをしています。eの基金残高の見込みですが、令和6年度では約5億円、令和8年度ではマイナスとなりまして、国保財政は厳しい状況になることが見込まれます。事務局としましては、基金残高を確認しながら、令和5年度頃には税率の改正を検討していかなければならないと考えております。いずれにしましても、基金残高の状況に応じて、委員の皆様には保険税率の見直しなど御相談させていただきたいと思っております。説明は以上となります。

(議長)

はい。ありがとうございます。課長からの補足説明につきまして、御意見御質問があればお願いします。よろしいでしょうか。先の見通しを現時点の状況の中で出させていただきました。一番の問題は、基金からの繰入を毎年していき、令和8年度には危ない状況になるわけですが、賦課方式を3方式にしたことも影響しており、保険税率の見直しをしなければならない時期が近々あると捉えました。また、その時期については、事務局で判断し、本運営協議会にお諮りしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。御質問等があればお願いします。それでは、御承認いただいたということで次に移りたいと思います。

(3) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について

(議長)

続きまして『(3) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について』の説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、5ページをお願いします。北杜市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明いたします。世帯主及び加入者の前年中の所得が軽減基準額より少ない世帯は、保険税が軽減されるという制度がございます。今回の改正は、この軽減基準額に関するものです。

改正の趣旨といたしましては、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準が変更されたことから、条例の一部を改正するものであります。昨年の12月議会において議決をいただき、今年の1月1日から施行されております。具体的な内容としましては、個人所得課税の見直しにより、所得税や市民税の計算において、給与所得者と年金所得者は、給与所得控除と年金所得控除が10万円減ります。これに伴い、給与所得者と年金所得者は、所得が10万円増える扱いとなります。この10万円の所得増が、保険税の軽減判定に不利な影響を及ぼさないように、軽減判定基準額に10万円を加算して、その影響を排除するものです。

7割軽減基準額の場合は、33万円を43万円とし、世帯の中に給与所得者等が複数いる場合は、その数に応じて10万円を加算します。同じ考えで、5割軽減、2割軽減は記載のとおりとなります。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

(議長)

はい、どうもありがとうございます。この件につきまして、委員の皆さんの方から何か御質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、御承認いただいたということで次に移りたいと思います。(4) その他ですが、委員の皆様から何かあればお願いいたします。よろしいでしょうか。事務局の方から何かございますか。

(4) その他

(事務局)

それでは、事務局の方から1点御報告がございます。この度、本協議会の委員であります辺見診療所の三井先生が、長年にわたり国保事業の運営に貢献されたということで、「令和2年度国民健康保険中央会表彰」を受賞されましたので、この場を借りて御報告させていただきます。

(議長)

はい。他にはどうでしょうか。ないようですのでこれで議事を閉じさせていただきます。御協力ありがとうございました。

5. 閉会のことば

(事務局)

浅川会長、議事進行ありがとうございました。皆様、慎重な御審議ありがとうございました。以上をもちまして、令和2年度第2回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

時刻 午後4時45分